

「適正な電力取引についての指針（改定案）」及び  
「相対契約における発電側課金の転嫁に関する指針（原案）」に対する  
意見募集について

令和5年11月9日  
公正取引委員会  
経済産業省

公正取引委員会と経済産業省は共同して、平成11年12月、電力市場における公正かつ有効な競争の観点から、独占禁止法又は電気事業法上問題となる行為等を明らかにした「適正な電力取引についての指針」を作成・公表し、これまで制度改正等に伴い、同指針の改定を行ってきました。

今般、令和6年度に発電側課金制度の導入に伴い、本指針の改定案を作成するとともに、経済産業省において「相対契約における発電側課金の転嫁に関する指針（原案）」を作成いたしました。

つきましては、別紙1「適正な電力取引についての指針（改定案）」（新旧対照表）及び別紙2「相対契約における発電側課金の転嫁に関する指針（原案）」について、後記のとおり関係各方面から意見を募集いたします。

## 記

### 1 資料入手方法

- (1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」における掲載
- (2) 窓口での配布

経済産業省資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力基盤整備課  
(東京都千代田区霞が関 経済産業省別館5階)

#### 問い合わせ先

経済産業省資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力基盤整備課  
電話 03-3501-1749 (直通)  
ホームページ <https://www.meti.go.jp>

### 2 意見提出方法

氏名、住所（法人又は団体の場合は、名称〔担当者の氏名を含む。〕及び主たる事務所の所在地）及び連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、次のいずれかの方法により日本語にて提出してください。電話による意見は受理いたしかねますので、その旨御了承願います。

<電子政府の総合窓口（e-Gov）意見提出フォームの場合>

「パブリックコメント：意見募集中案件詳細」画面の「意見提出フォームへ」のボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」から提出を行ってください。

<電子メールの場合>

電子メールのファイル形式はテキスト形式としてください。

添付ファイルやURLへのリンクによる意見は受理いたしかねますので、その旨御了承願います。

電子メールアドレス： bz1-denryokujyukyu-O-meti.go.jp

経済産業省資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力基盤整備課  
パブリックコメント担当 宛て

（迷惑メール防止のため、アドレス中の「@」を「-O-」としております。

電子メール送信の際には「@」に置き換えて利用してください。）

（注）電子メールの件名を「適正な電力取引についての指針（改定案）」及び「相対契約における発電側課金の転嫁に関する指針（案）」に対する意見」と明記してください。

<郵送の場合>

〒100-8901

東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力基盤整備課  
パブリックコメント担当 宛て

3 意見提出期限

令和5年12月8日（金）18：00必着

（郵送の場合は、同日必着）

4 意見提出上の注意

寄せられた意見につきましては、氏名、住所及び連絡先（電話番号及び電子メールアドレス）を除き、公表することがあります。また、意見に対して個別に回答はいたしかねますので、その旨御了承願います。

なお、御記入いただいた氏名、住所及び連絡先（電話番号、及び電子メールアドレス）は、御提出いただいた意見の内容に不明な点があった場合等の連絡のために利用するものであり、この連絡以外の目的では利用いたしません。

「適正な電力取引についての指針（改定案）」及び「相対契約における発電側課  
金の転嫁に関する指針（案）」に対する意見

[氏 名]	
[住 所]	
[電話番号]	
[電子メールアドレス]	
<p>[御意見]</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 該当箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記してください。）</li> <li>・ 意見内容</li>          <li>・ 理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記してください。）</li></ul>	